

第 100 回定時株主総会 インターネット開示情報

目次

事業報告

- (P. 1) 当社の新株予約権等に関する事項
- (P. 2) 会計監査人に関する事項
- (P. 3) 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備
に関する事項

連結計算書類

- (P. 6) 連結株主資本等変動計算書
- (P. 7) 連結注記表

計算書類

- (P.15) 株主資本等変動計算書
- (P.16) 個別注記表

株式会社ブリヂストン

上記事項の内容は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.bridgestone.co.jp/>)に掲載することにより、株主のみなさまに提供して
いるものであり、監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査を
した対象の一部であります。

当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日における新株予約権の状況

①取締役(社外取締役を除く)及び執行役の保有する新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 割当時の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使時の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 個数及び 保有者数
第7回新株予約権 (2009年3月26日)	普通株式 18,000株	(注)1,264円	1円	2009年5月1日から 2029年4月30日まで	180個 5名
第8回新株予約権 (2010年3月30日)	普通株式 24,000株	(注)1,400円	1円	2010年5月6日から 2030年4月30日まで	240個 5名
第9回新株予約権 (2011年3月29日)	普通株式 29,000株	(注)1,656円	1円	2011年5月2日から 2031年4月30日まで	290個 6名
第10回新株予約権 (2012年3月27日)	普通株式 54,000株	(注)1,648円	1円	2012年5月1日から 2032年4月30日まで	540個 6名
第11回新株予約権 (2013年3月26日)	普通株式 66,000株	(注)3,313円	1円	2013年5月1日から 2033年4月30日まで	660個 6名
第12回新株予約権 (2014年3月25日)	普通株式 42,900株	(注)3,153円	1円	2014年5月1日から 2034年4月30日まで	429個 8名
第13回新株予約権 (2015年3月24日)	普通株式 38,300株	(注)4,099円	1円	2015年5月1日から 2035年4月30日まで	383個 8名
第14回新株予約権 (2016年4月21日)	普通株式 59,700株	(注)2,884円	1円	2016年5月7日から 2036年5月6日まで	597個 7名
第15回新株予約権 プ ラ ン A (2017年4月27日)	普通株式 51,800株	(注)3,577円	1円	2017年5月13日から 2037年5月12日まで	518個 6名
第15回新株予約権 プ ラ ン B (2017年4月27日)	普通株式 4,200株	(注)3,671円	1円	2017年7月6日から 2037年7月5日まで	42個 1名

②社外取締役の保有する新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 割当時の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使時の払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 個数及び 保有者数
第9回新株予約権 (2011年3月29日)	普通株式 1,000株	(注)1,656円	1円	2011年5月2日から 2031年4月30日まで	10個 1名
第10回新株予約権 (2012年3月27日)	普通株式 1,000株	(注)1,648円	1円	2012年5月1日から 2032年4月30日まで	10個 1名

(注) 当社及び新株予約権者は、新株予約権の割当時の払込金額の払込みに係る債権債務と、当該払込金額と同額の新株予約権者の職務執行の対価たる報酬等に係る債権債務とを、割当日において相殺しております。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	295 百万円
うち、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	176 百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	511 百万円

- (注) 1 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の監査及び報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等並びに非監査報酬等を確認し、検討した結果、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額に含めて記載しております。
- 3 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、国際財務報告基準(I F R S)に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。
- 4 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者(外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者)の監査(会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、監査委員会は、適正な監査体制の確保又は向上に必要と認める場合等には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

当社取締役会は、会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロ及びホの定めにより求められる内部統制システムの整備について、2018 年 3 月 23 日開催の取締役会において、次の通りその方針を決議しました。

(1) 当社の内部統制システム整備に関する基本的な考え方

当社は、企業理念の「使命」として掲げる「最高の品質で社会に貢献」の下で、経営の最終目標である「真のグローバル企業」「業界において全てに『断トツ』」を目指す経営改革に引き続き取り組んでいく。その一環として、監督と執行の分離、取締役会による執行の監督、及び執行による適切かつ効率的な業務執行の実現を基本的な考え方として維持し、今後更なる内部統制システムの整備を進めていく。

以上のような認識の下、当社取締役会は、本内部統制システム整備方針を定める。

当社取締役会は、本内部統制システム整備方針に基づき、「内部統制のより一層の充実」と「執行の更なるスピードアップ」を共に実現し、経営と執行の効率と効果の両面で「更に上」を目指すべく、本方針に従った内部統制システムを整備することを代表執行役に委任し、その遂行を監督する。

2018 年度運用状況

・当社は、取締役会が定めた本方針に従い、「内部統制のより一層の充実」と「執行の更なるスピードアップ」を共に実現するため、内部統制システムの整備を継続的な改善を加えながら進めております。取締役会は、代表執行役による取締役会への報告並びに、監査委員会による監査活動及びその取締役会への報告等を通して、その監督を行っております。

(2) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

① 監査委員会の職務を補助するために、監査担当の専任執行役員を選任し、その指揮下に監査委員会の補助専任部署を設置する。

監査担当の専任執行役員の選任・交代について、監査委員会との事前協議及び同意を経た上で決定する。なお、監査委員会からの交代の要請があった場合も同様とする。

監査担当の専任執行役員の評価について、監査委員会による評価を踏まえて決定する。

2018 年度運用状況

・当社は、専任の監査担当執行役員を配置し、監査委員会の補助を行う監査委員会担当・部署を設置しております。
・その専任執行役員の選任・交代については監査委員会と事前協議し、同意を得ております。
・その専任執行役員の評価について、監査委員会による評価を踏まえて決定しております。

② 監査委員会が定めた者に対し、監査委員会が定めた事項を、監査委員会へ定期的に又は遅滞なく報告させる。

監査委員会に報告した当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いが行われることを禁止する。

2018 年度運用状況

・当社執行部門は、監査委員会から指定された定例報告事項、及び適宜要請を受けた報告事項について、定期的に、かつ遅滞なく報告しております。また、その報告者に対する不利益な取り扱いを社内規程で禁止し、それが適切に機能していることを確認しております。

③ 監査委員会の職務の執行について生じる費用等を全額支弁する。

2018 年度運用状況

・当社は、監査委員会の決議に基づく職務執行に必要な予算措置とその予算執行について、社内規程で全額支弁する旨を定め、その運用が適切であることを確認しております。

④ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、監査委員が当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するための機会を確保する。

2018 年度運用状況

・当社は、監査委員会から要請された重要会議体への出席、書類の閲覧、報告書の提出等、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するための機会を適切に確保しております。

(3) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な事項

①執行役の職務の執行に係る情報を遅滞なく文書化し、適正に保存管理すると共に、重要な職務執行に関する情報については取締役会に遅滞なく報告する。

2018 年度運用状況

- ・当社は、執行役の職務執行にかかる重要な情報である決裁書、重要会議体の議事録等について、その管理方法を社内規程で定め、適正に保存管理を行っております。また、重要な職務執行に関する情報は、継続的改善を加えながら、代表執行役が取締役会に適時報告しております。

②損失の危険の管理のため、リスク管理体制を整備する。

2018 年度運用状況

- ・当社は、リスク管理体制を社内規程で定め、その体制がグループ・グローバルで有効に機能していることを確認しております。また、Global EXCO(Global Executive Committee)傘下のワーキンググループでの議論を通じて、グローバルで継続的改善を加えながら更なる整備を進めております。

③執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会から代表執行役への適切な権限委譲の下、方針の管理と執行内における適切な職務権限の再配分を行う。

2018 年度運用状況

- ・当社は、「内部統制のより一層の充実」と「執行の更なるスピードアップ」を共に実現するために適切な権限委譲を進めております。

④執行役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス体制、報告体制、反社会的勢力排除に関する体制、及び金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」(いわゆる J-SOX 法)に基づく J-SOX 体制を整備する。

2018 年度運用状況

➤ コンプライアンス体制

当社は、取締役会諮問機関である社外独立取締役全員をメンバーとしたコンプライアンス委員会における審議や同委員会からの提言も踏まえた活動を計画的に進めており、特に本年はグループ・グローバルの行動規範として“Bridgestone Code of Conduct”の策定を致しました。また、グローバル法務・コンプライアンス機能間での議論を通じた継続的改善を加えながら、更なる体制整備を進めております。

➤ 報告体制の整備

当社は、必要な情報が、定期、または随時、代表執行役に報告される体制(Global EXCO を中心とした会議体、及び緊急時の情報伝達体系)を社内規程で整備しております。また、その情報は必要に応じて代表執行役が取締役会で報告する体制を整備しております。

➤ 反社会的勢力排除に関する体制の整備

当社は、代表執行役 CEO 方針に従い、CRO(Chief Risk Officer)を責任者とし、事業所ごとに責任者を配置してその体制を整備するとともに、全従業員に対する教育研修を毎年実施しております。

➤ J-SOX 体制の整備

当社は、社内規程に則り適切な J-SOX 推進体制を整備しており、本年 3 月には 2017 年度内部統制報告書を関東財務局長に提出しております。

⑤子会社における業務の適正を確保するため、グローバルでの方針の共有と適切な職務権限の再配分、子会社における業務執行状況の当社への報告体制の整備、及びグローバルでの監査を実施する。

子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、反社会的勢力排除に関する体制、及びJ-SOX体制を整備する。

2018 年度運用状況

➤ 方針の共有

当社は、経営方針の伝達について、社内規程を整備し、グループ・グローバルで適切に方針の共有を行っております。また、Global EXCO での議論を通じて、適宜方針の見直しを行っております。

➤ 職務権限の再配分

当社は、当社とグループ会社が連携して検討すべき重要事項と、グループ会社内で決定すべき事項について、グループ会社ごとの事業の状況とガバナンス成熟度を勘案しながら、個別に適切な権限委譲を行っております。

➤ 当社への報告体制

当社は、グループ会社における業務執行状況に関する必要な情報が、定期、又は随時、代表執行役に報告される体制(Global EXCO を中心とした会議体及び急を要する際の情報伝達体系)を社内規程で整備し、必要に応じて代表執行役が取締役会で報告する体制を整備しております。

➤ グローバルでの監査

当社は、リスク評価・分析により設定したテーマの監査をグローバルで実施しております。また、国内外のグループ会社における内部監査情報について、経営監査部門が中心となり収集し、必要に応じて各グループ会社の内部監査部門に共有しております。

➤ 子会社におけるリスク管理体制、コンプライアンス体制、反社会的勢力排除に関する体制、及びJ-SOX体制

当社は、前述の整備方針((3)④)の中で、グループ会社も含めた体制整備を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年 1月 1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 分 持
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 に 関 連 する 累 計 額		
当 期 首 残 高	126,354	122,984	2,342,822	△206,052	2,386,108	176,686	△55	△93,479	△127,112	3,629	56,961
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			20,879		20,879				△20,879		
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	126,354	122,984	2,363,701	△206,052	2,406,987	176,686	△55	△93,479	△147,991	3,629	56,961
(当期変動額)											
剰 余 金 の 配 当			△120,278		△120,278						
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			291,642		291,642						
自 己 株 式 の 取 得				△8	△8						
自 己 株 式 の 処 分			△108	285	177						
自 己 株 式 の 消 却		△905	△172,220	173,126	—						
連 結 子 会 社 の 増 資 減 に よ る 持 分 の 増 減		△80			△80						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						△67,798	1,786	△81,370	12,294	△177	△2,763
当 期 変 動 額 合 計	—	△986	△964	173,403	171,452	△67,798	1,786	△81,370	12,294	△177	△2,763
当 期 末 残 高	126,354	121,997	2,362,736	△32,648	2,578,440	108,888	1,730	△174,850	△135,696	3,452	54,198

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 285 社

主要な会社名

- ・ブリヂストンタイヤジャパン(株)
- ・ブリヂストンリテールジャパン(株)
- ・ブリヂストン化成品(株)
- ・ブリヂストン化工品ジャパン(株)
- ・ブリヂストンスポーツ(株)
- ・ブリヂストンサイクル(株)
- ・ブリヂストンファイナンス(株)
- ・BRIDGESTONE AMERICAS, INC.
- ・BRIDGESTONE AMERICAS TIRE OPERATIONS, LLC
- ・BRIDGESTONE RETAIL OPERATIONS, LLC
- ・BRIDGESTONE BANDAG, LLC
- ・BRIDGESTONE CANADA INC.
- ・BRIDGESTONE DE MEXICO, S.A. DE C.V.
- ・BRIDGESTONE DO BRASIL INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.
- ・BRIDGESTONE ARGENTINA S.A. I. C.
- ・BRIDGESTONE EUROPE NV/SA
- ・BRIDGESTONE POZNAN SP. Z O.O.
- ・BRIDGESTONE UK LTD.
- ・BRIDGESTONE FRANCE S.A.S.
- ・BRIDGESTONE HISPANIA MANUFACTURING S.L.U.
- ・BRIDGESTONE MIDDLE EAST & AFRICA FZE
- ・BRIDGESTONE SOUTH AFRICA (PTY) LTD.
- ・BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE. LTD.
- ・普利司通(中国)投資有限公司
- ・普利司通(無錫)輪胎有限公司
- ・BRIDGESTONE INDIA PRIVATE LTD.
- ・THAI BRIDGESTONE CO., LTD.
- ・BRIDGESTONE TIRE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.
- ・P.T. BRIDGESTONE TIRE INDONESIA
- ・BRIDGESTONE AUSTRALIA LTD.
- ・BRIDGESTONE MINING SOLUTIONS AUSTRALIA PTY. LTD.
- ・FIRESTONE POLYMERS, LLC
- ・FIRESTONE BUILDING PRODUCTS COMPANY, LLC
- ・BRIDGESTONE TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.

連結子会社数の増減は、次のとおりであります。

(増加) 10 社 (設立による増加ほか)

(減少) 13 社 (合併消滅による減少ほか)

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 146 社

主要な会社名

- ・TIREHUB, LLC
- ・BRISA BRIDGESTONE SABANCI LASTIK SANAYI VE TICARET A.S.

持分法適用会社数の増減は、次のとおりであります。

(増加) 3 社 (株式取得による増加ほか)

(減少) 4 社 (売却による減少ほか)

(2) 適用外の非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

BRIDGESTONE INDIA PRIVATE LTD. の決算日は3月31日であります。連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、移動平均法による原価法と、収益性低下の場合の貸借対照表価額の簿価切下げの方法によっております。ただし、米州事業においては主として後入先出法による低価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、国内会社は定率法、在外会社は定額法によっております。

無形固定資産については、定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

②返品調整引当金

スノータイヤ等の返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づく将来の返品損失見込額を計上しております。

③開発・生産拠点再構築関連引当金

開発・生産拠点再構築に伴い発生する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

④製品保証引当金

販売した製品のアフターサービスなどによる費用支出に備えるため、過去の実績をもとに発生額を見積り計上しております。

⑤環境対策引当金

法令により義務付けられているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、国内会社及び在外会社の一部は給付算定式基準によっております。さらに、在外会社の一部においては、年金以外の退職後給付費用についてその総額を見積り、従業員の役務提供期間等を基礎として配分しております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間等に基づく一定の年数(国内会社は10年、在外会社は3～13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、国内会社は各期の発生時における、従業員の平均残存勤務期間等に基づく一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

また、在外会社の一部は、期首の数理計算上の差異の未認識額が、退職給付債務と年金資産のうちいずれか大きい額の10%を超過する場合に、従業員の平均残存勤務期間等に基づく一定の年(7～13年)による定額法により費用処理しております。

(7) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	借入金及び社債
金利スワップ	借入金
商品スワップ	原材料

③ヘッジ方針

為替予約取引に関しては実需の範囲内での利用としており、通貨スワップ取引はヘッジ対象の外貨建債務の元本金額及び期間と一致させて利用しております。また、金利スワップ取引は借入金額の範囲内での利用、商品スワップ取引は原材料の取引金額の範囲内での利用としており、全てのデリバティブ取引において、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累積又は相場変動と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累積又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理及び特例処理によっているものについては、有効性評価を省略しております。

(9) のれんの償却に関する事項

のれんの効果が及ぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

(10) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(一定の税効果のその他の包括利益累計額からの振替の適用)

一部の在外連結子会社において、ASU 第 2018-02 号「一定の税効果のその他の包括利益累計額からの振替」(2018 年 2 月 14 日)を、当期より早期適用しております。

2017 年 12 月 22 日に成立した米国税制改正法「Tax Cuts and Jobs Act」の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額はすべて前期の純利益に反映させたため、その他の包括利益累計額を通して認識していた繰延税金資産及び繰延税金負債に関する税率変更による影響額がその他の包括利益累計額に計上されておりました。当該会計基準の適用により、その他の包括利益累計額に計上されていた税率変更の影響額を利益剰余金に組み替えておりますが、当該会計基準に定める経過措置に従い、累積的影響額を当期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額に加減しております。

この結果、当期首の利益剰余金が 20,879 百万円増加、退職給付に係る調整累計額が 20,879 百万円減少しております。なお、当期の連結損益計算書への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,763,293 百万円
2. 担保に供している資産及び担保付債務
担保に供している資産(有形固定資産ほか) 495 百万円
上記に対応する債務はありません。
3. 輸出手形(信用状なし)割引高 324 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

共同支配企業設立に係る差益

在外連結子会社である BRIDGESTONE AMERICAS, INC. は、2018 年 7 月に、米国において乗用車用・小型トラック用タイヤの卸売事業を展開する TIREHUB, LLC. (持分法適用会社)を、THE GOODYEAR TIRE & RUBBER COMPANY と共同で、現物出資により設立しました。

この結果、米国会計基準に基づき、出資額と取得する株式の公正価値評価額との差額を利益として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式(千株) (注) 1	813,102	—	51,565	761,536
自己株式				
普通株式(千株) (注) 2、3	61,375	1	51,650	9,726

(注) 1. 発行済株式の減少株式数の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 51,565 千株であります。

2. 自己株式の増加株式数の内訳は、単元未満株主の買取請求に基づく取得による増加 1 千株であります。

3. 自己株式の減少株式数の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 51,565 千株、ストック・オプション行使による減少 85 千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	60,138 百万円	80 円	2017年12月31日	2018年3月26日
2018年8月9日 取締役会	普通株式	60,139 百万円	80 円	2018年6月30日	2018年9月3日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月22日 定時株主総会	普通株式	60,145 百万円	利益剰余金	80 円	2018年12月31日	2019年3月25日

3. 当期末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,245,600 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うための資金需要に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融商品に限定して運用しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされております。有価証券は、主に米国会計基準において有価証券とみなされる売上債権流動化の留保部分や譲渡性預金であり、前者は顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクにさらされております。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建予定取引に係る将来の為替レートの変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を、外貨建貸付金、外貨建借入金の為替変動及び金利変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を、原材料の価格変動リスクを回避する目的で商品スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等」の「4. 会計方針に関する事項」の「(8) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク(為替及び金利等の変動リスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約取引をヘッジ目的で利用しております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債権債務について、為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、外貨建貸付金、外貨建借入金の為替変動及び金利変動リスクを回避するために通貨スワップ取引を、借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を、原材料の価格変動リスクを回避するために商品スワップ取引を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業等)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき、担当部門が個別の取引を行い、その取引内容は、定期的に担当役員に報告を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、事業活動から生じる資金流入見込額を織り込んだ資金収支計画に基づき将来の資金ポジションを事前に把握し、効率的な資金管理を行うとともに、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	440,378	440,378	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	601,417 △21,729		
	579,688	579,688	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	321,716	321,716	—
資産計	1,341,783	1,341,783	—
(1) 支払手形及び買掛金	233,970	233,970	—
(2) 短期借入金	100,627	100,627	—
(3) 未払金	182,204	182,204	—
(4) 社債	220,000	220,616	△616
負債計	736,802	737,418	△616
デリバティブ取引(※2)	4,731	4,731	—

(※1) 主に売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。なお、貸倒引当金は、受取手形及び売掛金、短期貸付金等に対する控除科目として一括して掲記しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じる正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、売上債権流動化の留保部分は合理的に算定された価額、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、短期間で決済される譲渡性預金は、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
関連会社株式 その他有価証券 非上場株式等	47,838 4,268

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,163円71銭
1株当たり当期純利益金額	387円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の取得

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得し得る株式の総数 | 57百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.6%) |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 2,000億円(上限) |
| (5) 取得方法 | ①東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付
②自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |
| (6) 取得期間 | 2019年2月18日から2019年12月23日まで |

2. 自己株式の消却

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しました。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記「1. 自己株式の取得」により取得した自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日 | 2020年1月21日 |

3. 社債の発行

当社は、2019年2月15日、包括決裁により国内無担保普通社債につき以下のとおり決定しました。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 発行総数 | 2,000億円以内
ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。 |
| (2) 発行予定期間 | 2019年2月15日から2019年12月31日まで |
| (3) 払込金額 | 各社債の金額100円につき100円以上 |
| (4) 利率 | 発行する社債と同年限の国債流通利回り+1.0%以内 |
| (5) 償還期限 | 10年以内 |
| (6) 償還方法 | 満期一括償還 |
| (7) 資金使途 | 投融資資金、設備資金、自己株式取得資金等に充当 |

4. 株式取得による会社の買収

2019年1月22日、当社の欧州子会社 BRIDGESTONE EUROPE NV/SA は、オランダのトム トム エヌヴィー (以下、T o m T o m) のデジタルフリートソリューション事業を運営する同子会社のトム トム テレマティクス ビーヴィーの株式を 100%取得する最終契約を締結しております。

買収金額は 910 百万ユーロであります。今回の買収は、規制当局の承認とその他必要な買収条件を満たした後、遅くとも 2019 年 12 月期の第 2 四半期中に完了する見込みであります。

T o m T o m は、多様な文化・法律・交通システムを有する欧州地域において、業界をリードするデジタルフリートソリューションプロバイダーであります。T o m T o m のデジタルフリートソリューション事業は、運送及びパーソナルモビリティ分野で業界をリードするデータプラットフォームを提供し、ドライバーや運行状況に関する様々なデータの管理・提供を通じて、ドライバーや運送業者の安全性・効率性・生産性の向上に貢献しております。

当社グループは、T o m T o m のデジタルフリートソリューション事業と、当社グループがこれまで培ってきたタイヤに関する知見、グローバルサービスネットワークを融合することで、お客様や社会に新たな価値を提供し、Mobility as a Service に象徴される次世代のモビリティ社会を支えてまいります。

また、このデジタルフリートソリューション事業がサービスを提供する約 86 万台の車両と、それら車両から得られる車両やタイヤの稼働状況に関するビッグデータを活用することで、より良い商品の開発やお客様の安全で効率的なオペレーションを支えるメンテナンスサービスの品質向上につなげてまいります。

< T o m T o m 概要 >

- (1) 会社名 : Tom Tom N.V. (トム トム エヌヴィー)
- (2) 所在地 : オランダ王国 アムステルダム
- (3) C E O : Harold Goddijn (ハロルド・ゴダイン)
- (4) 資本金 : 47,064 千ユーロ (2017 年末時点)
- (5) トム トム テレマティクス ビーヴィーの売上高 : 約 162 百万ユーロ (2017 年)

株主資本等変動計算書

(2018年 1月 1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本									評価・換算差額等		新 予 約 株 権	
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 額 評 差	繰 上 延 シ 損 益		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	利 準 備 益 金	その他利益剰余金								
					特 別 償 却 金 準 備	固 定 資 産 圧 縮 金 立 積	別 積 立 途 金						繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高 (当期変動額)	126,354	122,078	905	31,278	13	23,475	989,310	214,765	△206,051	1,302,131	136,109	△137	3,629
剰 余 金 の 配 当								△120,278		△120,278			
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩					△8			8		—			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△243		243		—			
当 期 純 利 益								176,069		176,069			
自 己 株 式 の 取 得									△8	△8			
自 己 株 式 の 処 分								△108	285	177			
自 己 株 式 の 消 却			△905					△172,220	173,126	—			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)											△55,527	520	△177
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△905	—	△8	△243	—	△116,285	173,403	55,960	△55,527	520	△177
当 期 末 残 高	126,354	122,078	—	31,278	5	23,231	989,310	98,480	△32,647	1,358,092	80,581	382	3,452

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法と、収益性低下の場合の貸借対照表価額の簿価切下げの方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 開発・生産拠点再構築関連引当金

開発・生産拠点再構築に伴い発生する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

法令により義務付けられているPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	借入金及び社債
金利スワップ	借入金
商品スワップ	原材料

(3) ヘッジ方針

為替予約取引に関しては実需の範囲内での利用としており、通貨スワップ取引はヘッジ対象の外貨建債務の元本金額及び期間と一致させて利用しております。また、金利スワップ取引は借入金額の範囲内での利用、商品スワップ取引は原材料の取引金額の範囲内での利用としており、全てのデリバティブ取引において、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累積又は相場変動と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累積又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、振当処理及び特例処理によっているものについては、有効性評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮払消費税等は仮受消費税等と相殺し、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関連

前期、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「減損損失」（前期 1,164 百万円）は、金額的な重要性が増したため、当期より区分掲記しております。

また、前期、「営業外費用」に区分掲記しておりました「撤去解体費」は、金額的な重要性が低下したため、当期より「雑損失」に含めて表示しております。

なお、当期の「撤去解体費」は 1,176 百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,027,231 百万円

2. 保証債務

BRIDGESTONE EUROPE NV/SA 発行のコマーシャル・ペーパーに対する債務保証	20,955 百万円
普利司通(惠州)合成橡胶有限公司の借入金及び買掛金に対する債務保証	1,098 百万円
連結子会社の金融機関からの借入金(従業員の住宅資金融資制度関連)に対する保証額	35 百万円
合計	22,089 百万円

3. 輸出手形(信用状なし)割引高 292 百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権 314,955 百万円
関係会社に対する長期金銭債権 31,046 百万円
関係会社に対する短期金銭債務 107,716 百万円
関係会社に対する長期金銭債務 1,687 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

売上高 648,674 百万円
仕入高等 253,257 百万円
営業取引以外の取引高 110,228 百万円

2. 関係会社事業損失

関係会社の財務状況等を勘案し、関連する損失を計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式(千株)	61,372	1	51,650	9,723

(注) 1. 増加株式数の内訳は、単元未満株主の買取請求に基づく取得による増加 1 千株であります。

2. 減少株式数の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 51,565 千株、ストック・オプション行使による減少 85 千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産	
退職給付引当金	15,957 百万円
投資有価証券	5,902
関係会社株式(欧州事業再構築関連)	10,863
減価償却資産	12,103
未払費用	7,431
その他	22,273
繰延税金資産小計	74,532
評価性引当額	△32,646
繰延税金資産合計	41,886
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△10,243 百万円
その他有価証券評価差額金	△32,380
その他	△462
繰延税金負債合計	△43,085
繰延税金負債の純額	△1,199

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円) (注) 1
子会社	ブリヂストン タイヤジャパン (株)	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 2	159,237	売掛金	63,777
子会社	ブリヂストン 化工品ジャパン (株)	所有 直接 100.00%	当社製品の販売等 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 2	72,174	売掛金	30,786
子会社	BRIDGESTONE AMERICAS, INC.	所有 直接 100.00%	金銭の貸付 役員の兼任	金銭の貸付 (注) 3	—	関係会社 短期貸付金	11,100
						関係会社 長期貸付金	16,650
子会社	BRIDGESTONE AMERICAS TIRE OPERATIONS, LLC	所有 間接 100.00%	当社製品の販売等 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 2	88,828	売掛金	28,972
子会社	BRIDGESTONE EUROPE NV/SA	所有 直接 100.00%	当社製品の販売等 役員の兼任	当社製品の販売 (注) 2	54,776	売掛金	19,999
				債務保証 (注) 4	20,955	—	—
子会社	BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE. LTD.	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	金銭の借入 (注) 3	22,567	関係会社 短期借入金	22,479
子会社	普利司通(中国) 投資有限公司	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	金銭の貸付 (注) 3	22,567	関係会社 短期貸付金	22,479

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 市場価格を基に販売価格を決定しております。
3. 市場金利を基に利率を決定しております。
4. 保証料率は市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,914 円 12 銭
1株当たり当期純利益	234 円 21 銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の取得

当社は、2019 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由	資本効率の向上により更なる企業価値向上を図るため
(2) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(3) 取得し得る株式の総数	57 百万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.6%)
(4) 株式の取得価額の総額	2,000 億円(上限)
(5) 取得方法	①東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付 ②自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付
(6) 取得期間	2019 年 2 月 18 日から 2019 年 12 月 23 日まで

2. 自己株式の消却

当社は、2019 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しました。

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記「1. 自己株式の取得」により取得した自己株式の全数
(3) 消却予定日	2020 年 1 月 21 日

3. 社債の発行

当社は、2019 年 2 月 15 日、包括決裁により国内無担保普通社債につき以下のとおり決定しました。

(1) 発行総数	2,000 億円以内 ただし、この範囲内で複数回の発行を妨げない。
(2) 発行予定期間	2019 年 2 月 15 日から 2019 年 12 月 31 日まで
(3) 払込金額	各社債の金額 100 円につき 100 円以上
(4) 利率	発行する社債と同年限の国債流通利回り+1.0%以内
(5) 償還期限	10 年以内
(6) 償還方法	満期一括償還
(7) 資金使途	投融資資金、設備資金、自己株式取得資金等に充当